

# 専門家の視点

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、24年間で約80倍に増加し、平成26年度は8万8931件と増加の一途をたどる。同年度、23区の相談受理件数は3万5206件、虐待相談対応件数は8427件だった(区市町村児童家庭相談統計)。虐待による死亡事例は年間50件を超える。1週間に1人の子もが命を落としていることになる。

こうした現状の下、児童福祉法等が改正された。今回の法改正は、▽児童福祉法の理念の明確化等▽児童虐待の発生予防▽児童虐待発生時の迅速・的確な対応▽被虐待児童への自立支援の4本の大きな柱からなり、この3本目の柱とされる児童虐待発生時の迅速・的確な対応の1項目として、特別区の児童相談所設置が明示された。

「特別区の児童福祉行政 抽象的・理念的な心配に新しいステージへ歩みを進めた」。法改正を受けて5月27日に特別区長会の会長名で出されたコメントで、長名で出されたコメントで、相談・苦情を含めて、ある。今後、東京都と特別区との間における児童福祉行政の在り方は、このコメントにあるように、大きく変わっていくことになる。

この論稿では、法改正の趣旨との関係で、実務的な視点として以下の4点を提示したい。

## 子どもの安全・安心を守る先端・モデル地域へ向けて 法改正から見た特別区の児童福祉

「精神」・保健、心理など様々な専門的知見を踏まえ、た対応を迫られている。介入型のノウハウ取得のためには、研修に加え、児童相談所への派遣や人事交流、OB・OG児童福祉司の採用などを積極的に進めることが求められる。また、組織体制の専門体制強化のためには、弁護士配置のみならず、経験豊富な各領域の専門家といかにつながり、外部の機関や民間専門家集団との協定や、被虐待児童への自立支援

まず、今回の改正法を俯瞰すると、身近な場所での支援業務を担う市町村と、専門的な知識・技術や広域の対応業務を担う都道府県・国という役割分担を再確認し、それぞれの役割の強化策を定めている。こうした中、「基礎自治体でありつつ児童相談所を設置する特別区は、両者の役割を十分に果たしうるのか」「この児童相談所に必要な専門職の条件や数の定め、弁護士との関係など、児童相談所に要対協という法定のネットワークを、どのように創造

得るところであるからである。今後、児童相談所の権限を有することで、より地域ネットワークを強力に動かすことができよう。ただ、児童相談所の権限を円滑かつ迅速に行使するためには、人的・財政的裏付けのある組織拡充は喫緊の課題に思われる。

次に、今回の改正法は、児童相談所に必要な専門職の条件や数の定め、弁護士との関係など、児童相談所に要対協という法定のネットワークを、どのように創造している。現場は日々、医療(小児科)のか、この中身は法制度



すずき・ひでひろ「前文京区男女協働・子ども家庭支援センター担当課長。同区で危機管理課長を歴任。内閣府スト理事。」



電車内で心肺停止になった男性をAED

東京都の児童相談所と特別区児童相談所の並び立つ首都東京が、この地域よりも子どもの安全・安心を守る先端モデル地域へと発展することを期待している。

### ミニカイト

◆「2020年へ リオから楽しもう」▷2020年東京五輪大会に向けた機運醸成イベント。女子レスリングの銅メダリスト・1309

2-8555文京区アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当へ送付(6月30日必着)▷問い合わせ先 アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当 ☎03・5803・1309

### 心肺停止の男性